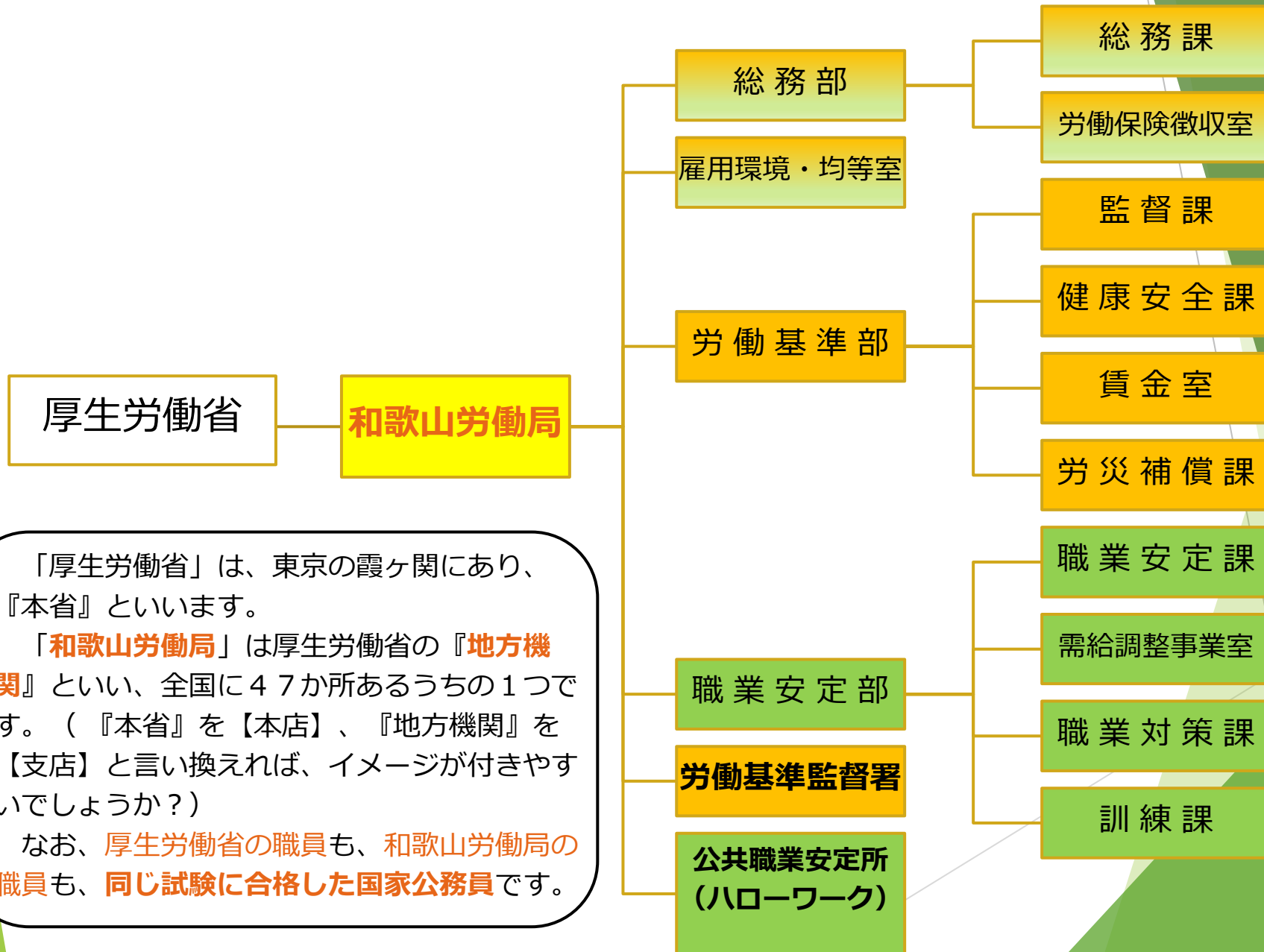


和歌山労働局の 業務説明

作成：和歌山労働局 総務課

和歌山労働局の組織



「厚生労働省」は、東京の霞ヶ関にあり、『本省』といいます。

「**和歌山労働局**」は厚生労働省の『**地方機関**』といい、全国に47か所あるうちの1つです。（『本省』を【本店】、『地方機関』を【支店】と言い換えれば、イメージが付きやすいでしょうか？）

なお、**厚生労働省の職員も、和歌山労働局の職員も、同じ試験に合格した国家公務員**です。

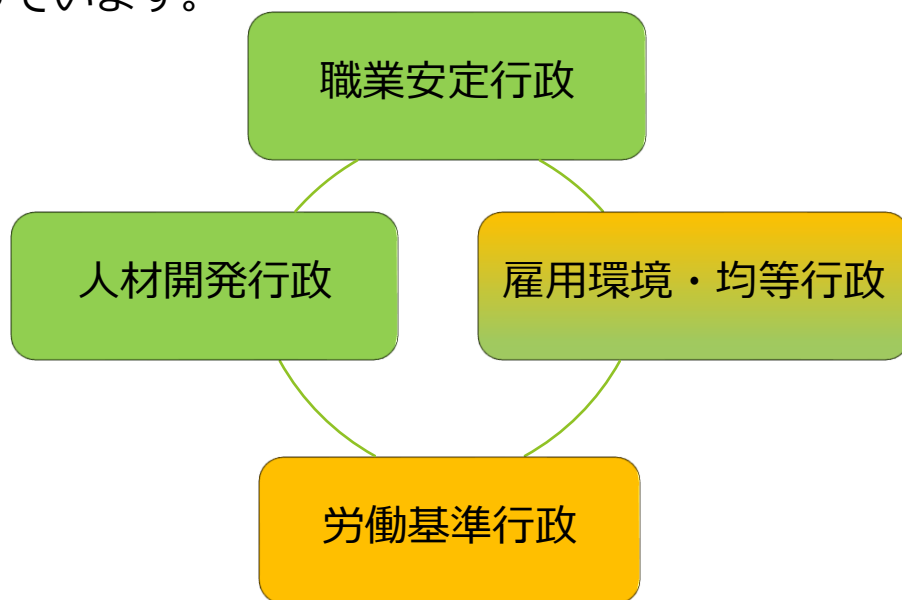
労働局の役割

労働局は、国民の皆さまの『働く』ということに関連する様々な行政分野について、総合的・一元的に、**地域に密着した行政を担う**厚生労働省の地方機関です。

和歌山労働局の職員は、「労働分野の専門家集団」として、

- ・ **職業安定行政**：求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、また、労働者が失業した場合等に失業等給付の支給など、
- ・ **人材開発行政**：各々に適した仕事に就けるよう、スキル向上・キャリア開発に向けた支援など、
- ・ **労働基準行政**：労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保等、また、労働者が工作中・通勤中に負傷等した場合に労災保険給付の支給など、
- ・ **雇用環境・均等行政**：働き方改革の推進、労働者と事業主との間の紛争解決のサポート、様々なハラスメント対策の推進、女性の活躍促進など、

を行っています。



4つの行政が一体となって、国民の皆さまの『働く』を総合的に支援しています。

皆さん、和歌山県における最低賃金はいくらかわかりますか？和歌山県の最低賃金は、労働局で開催する審議会で審議して決定されます。最近では、新型コロナウイルスが大流行しましたよね？雇用維持のために、労働局で助成金を支給するなど、企業の援助を行っていました。

今後も、社会情勢、ニーズなどに応じて様々な業務が生じると思いますが、その分、『**労働分野の専門家（プロフェッショナル）**』として、活躍できる機会がとて
も大きな仕事です！！

労働基準監督署の設置状況（5署）

労働基準監督署管轄区域図

和歌山署

管轄区域 和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町（3市1町）
 管内人口 459,598人（令和5年1月現在）
 管内面積 476.76㎢（令和2年国勢調査）
 産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、皮革、染料、木工家具、ニット生地、洋器、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）など

御坊署

管轄区域 御坊市・有田市・有田郡（みなべ町を除く）（2市8町）
 管内人口 126,667人（令和5年1月現在）
 管内面積 1,053.91㎢（令和2年国勢調査）
 産 業 みかん、梅、山椒、蚊取線香、醤油、石油精製、電線製造、紀州備長炭、マージャンパイなど

田辺署

管轄区域 田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡（1市4町）
 管内人口 117,475人（令和5年1月現在）
 管内面積 1,679.99㎢（令和2年国勢調査）
 産 業 ボタン、梅の栽培及びこれらを原料とする食品品製造業、製材、紀州備長炭
 観光産業 熊野三山霊地、湯峰温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

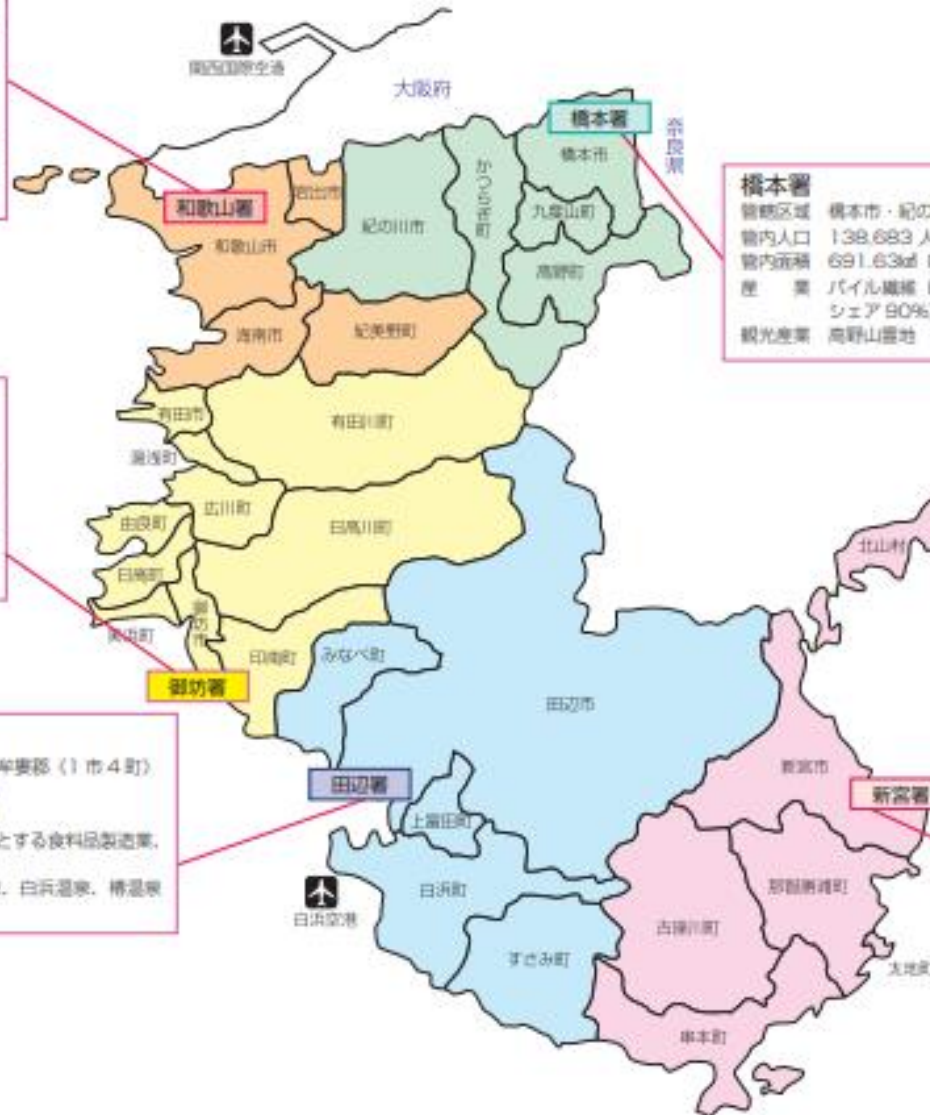
橋本署

橋本署

管轄区域 橋本市・紀の川市・伊都郡（2市3町）
 管内人口 138,683人（令和5年1月現在）
 管内面積 691.63㎢（令和2年国勢調査）
 産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へら草など
 観光産業 高野山霊地

新宮署

管轄区域 新宮市・東牟婁郡（1市4町1村）
 管内人口 69,208人（令和5年1月現在）
 管内面積 922.45㎢（令和2年国勢調査）
 産 業 上質な紀州材の産地、特に造汗漁業の基地としても有名（鮪・マグロほか）
 観光産業 熊野三山霊地、遊峯、勝浦温泉ほか



ハローワークの設置状況（7所＋1出張所）

公共職業安定所管轄区域図

ハローワーク和歌山

管轄区域 和歌山市・岩出市・紀の川市（3市）
管内人口 462,845人（令和5年1月現在）
管内面積 475.57km²（令和2年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）
繊維、染料、製材、ニット生地、木工家具、皮革など

ハローワークかいなん

管轄区域 海南市・海草郡（1市1町）
管内人口 54,378人（令和5年1月現在）
管内面積 229.4km²（令和2年国勢調査）
産 業 石油精製、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）、木工、家具、漆器、繊維製品など

ハローワーク湯浅

管轄区域 有田市・有田郡（1市3町）
管内人口 67,308人（令和5年1月現在）
管内面積 474.79km²（令和2年国勢調査）
産 業 石油精製、電線製造、蚊取線香、縫製、醤油、みかん等果樹栽培

ハローワーク御坊

管轄区域 御坊市・日高郡（みなべ町を除く）（1市5町）
管内人口 58,349人（令和5年1月現在）
管内面積 579.02km²（令和2年国勢調査）
産 業 機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材・木製品製造、マージャンパイなど

ハローワーク田辺

管轄区域 田辺市（本宮町を除く）・西牟婁郡（すさみ町を除く）
日高郡みなべ町（1市3町）
管内人口 111,561人（令和5年1月現在）
管内面積 1,201.48km²（令和2年国勢調査）
産 業 ボタン、製材、梅の栽培及びこれを原料とする食品製造業、紀州備長炭など
観光産業 白浜温泉、椿温泉ほか

ハローワーク橋本

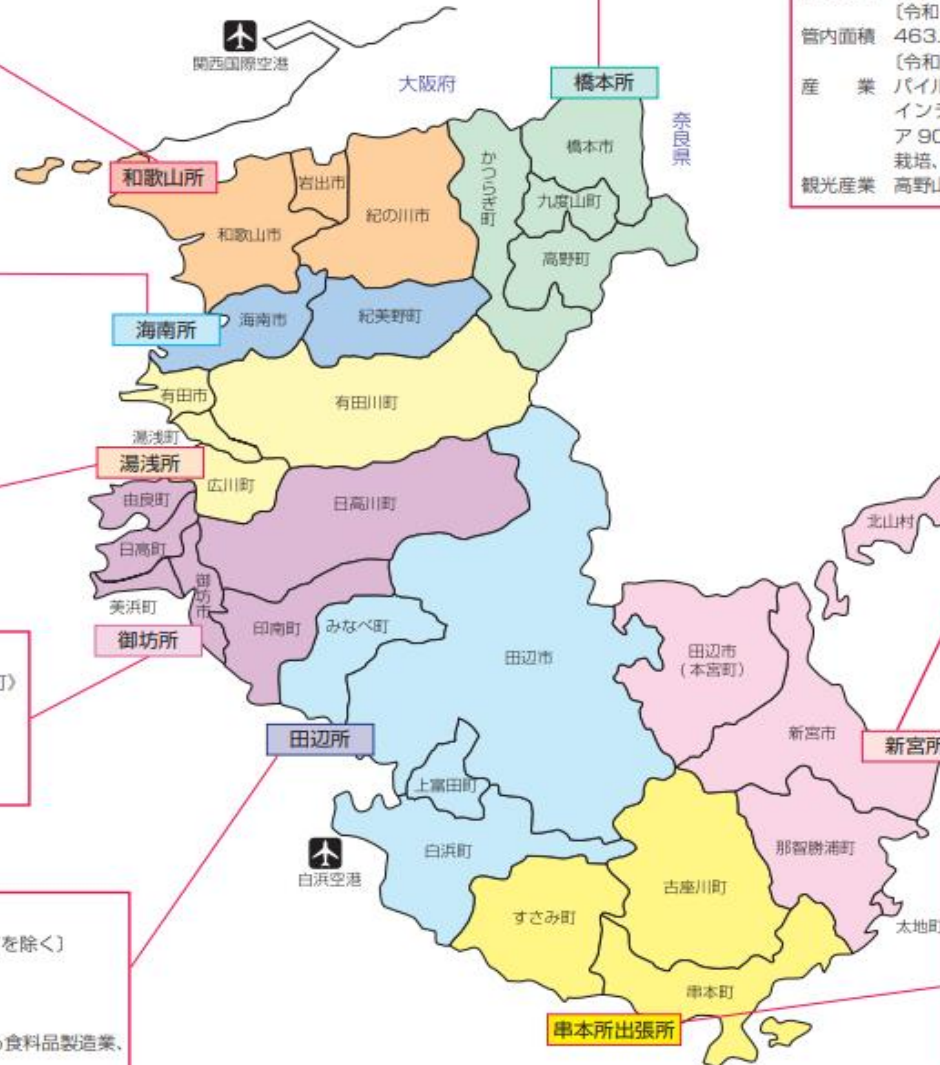
管轄区域 橋本市・伊都郡（1市3町）
管内人口 81,058人
〔令和5年1月現在〕
管内面積 463.42km²〔令和2年国勢調査〕
産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿、みかん等果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業 高野山霊地

ハローワーク新宮

管轄区域 新宮市・田辺市本宮町・東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）
（2市2町1村）
管内人口 45,126人
〔令和5年1月現在〕
管内面積 696.61km²〔令和2年国勢調査〕
産 業 上質な紀州材の産地であり、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、游峡、勝浦温泉、湯峰温泉、川湯温泉ほか

ハローワーク串本 〈新宮所 串本出張所〉

管轄区域 西牟婁郡すさみ町・東牟婁郡串本町・古座川町（3町）
管内人口 19,996人
〔令和5年1月現在〕
管内面積 604.35km²〔令和2年国勢調査〕
産 業 木材・木製品製造、漁業



業務内容（厚生労働事務官）について

厚生労働事務官は、主としてハローワーク（公共職業安定所）で勤務する**厚生労働事務官【共通（安定）】**と、主として労働基準監督署で勤務する**厚生労働事務官【基準】**に分かれます。

（※）国家公務員採用一般職試験に合格後、採用面接の際に、どちらの系統を希望するか、皆さんに選んでいただきます。

厚生労働事務官【共通（安定）】の主な業務

①職業相談・職業紹介業務

お仕事を探している方（求職者）に、職業相談を通じて就職に関する情報を提供し、求職者がある適正、能力にあった職業を選択することができるよう、助言・援助などを行います。

②雇用保険制度の運営

労働者が失業した場合等に一定期間生活を保障する手当を支給したり、育児・介護のために休業された方への給付などを行います。

③ハロートレーニングの運営

働こうとする方、働く方すべてを対象に、キャリアアップや職業スキルの習得のための職業訓練を基本的に無料で行います。

厚生労働事務官【基準】の主な業務

・労災保険業務

労災保険では、お仕事中や通勤途上の負傷など、労働災害に遭われた労働者や、お亡くなりになった労働者のご遺族の方などに、労災保険給付を行っています。

迅速・公正な保険給付を目的としており、保険給付等に関する相談をはじめ、保険給付請求書の受付・審査、決定までの事務を行っています。

近年においては、仕事が原因での精神疾患による保険請求、長時間労働による過労死等の保険請求が増えており、労災認定にあたって、より専門性の高い判断が求められています。

【共通（安定）】と【基準】のどちらも行うことがある業務

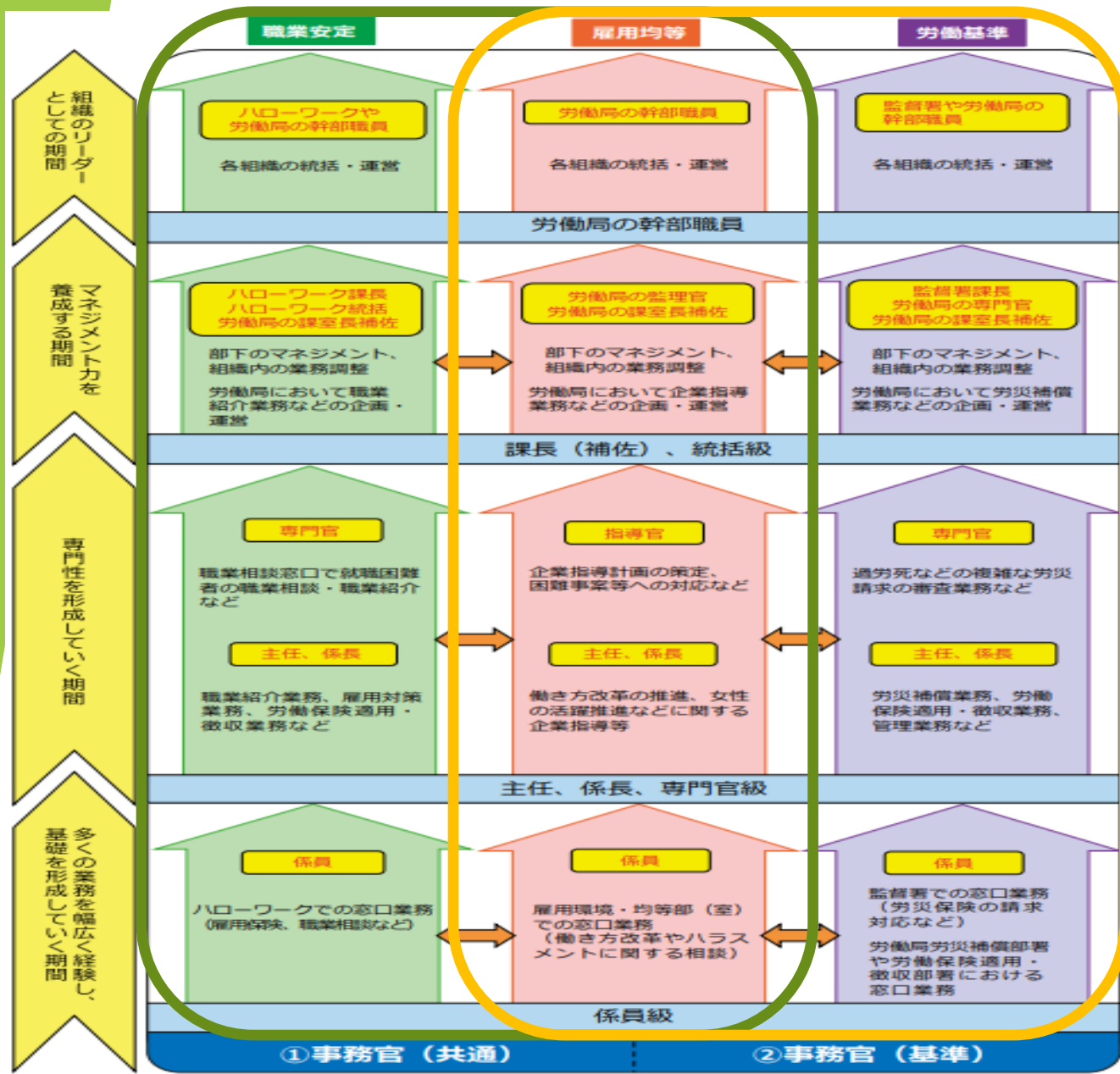
①総務、会計、人事などの庶務・管理業務

②労働保険の適用徴収業務

③労働局における企画・立案業務

④働き方改革の推進、労働者と事業主との間の紛争解決のサポート、様々なハラスメント対策の推進、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの啓発指導などの業務

【共通（安定）】と【基準】のキャリアパスについて



人事異動は、概ね1年～3年の間隔で、本人の希望を考慮の上で実施されます。**原則、和歌山労働局内で異動し、本人が希望する場合を除き、他府県への異動はありません。**

厚生労働事務官【共通（安定）】は、ハローワークや労働局職業安定部において、職業相談・職業紹介、雇用保険業務等を担当します。また、雇用環境・均等室に配属され、働き方改革の推進や、女性の活躍促進に関する業務を担当します。

最終的には、幹部職員として、ハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

厚生労働事務官【基準】は、労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査や、労働保険の適用・徴収等を担当します。また、雇用環境・均等室に配属され、働き方改革の推進や、女性の活躍促進に関する業務を担当します。

最終的には、幹部職員として、労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

厚生労働事務官【共通（安定）】の主な業務について

ハローワークでの業務

【窓口対応】

求職者や事業主の方に、なるべくわかりやすい言葉で丁寧に説明をします。



【求人情報の検索】

希望の条件などを入力して求人情報を検索します。お子様連れの方にも安心！



① 職業相談・職業紹介業務

お仕事を探している方（求職者）に対して仕事選択の助言・援助を行います。また、早期就職実現のための求職者向けセミナーなど、様々な企画・立案も行います。お子様連れの方も職業相談しやすいよう、キッズコーナーやベビーチェアを設置し、絵本やおもちゃなども置いています。

② 雇用保険業務

事業場で労働者を採用した場合や労働者が退職した場合、雇用保険の加入・喪失手続きが必要となりますが、事業場の担当者が提出する書類の審査を行います。また、失業等された方が雇用保険（失業保険）を受ける要件を満たしているかなど確認し、給付決定、支給する業務を行います。

③ 求人業務

労働者を募集したい事業場からの求人の申込を受け付け、その求人内容が労働基準法などの法令に違反していないかどうか点検し、違反が確認できた場合は事業主に指導を行います。求人を出してもなかなか労働者が集まらないという場合には、求人条件の緩和や、求人票の記載内容が魅力的となるよう助言を行います。

【ポスターなどの掲示】

事業所をより知ってもらえるよう、事業所情報を詳しく紹介したり、キャリアアップのためのお役立ち情報などをご案内しています。



厚生労働事務官【基準】

の主な業務について

労働基準監督署での労災保険業務

①受付審査

労働基準監督署の窓口や郵送で届いた保険給付請求書を審査します。請求書の内容に不備や疑義がある場合には、直接、窓口や電話で内容を確認します。

②聴取

労働災害の発生状況等について確認が必要な場合、労働者本人や事業場の方などから電話や面談で事実確認を行います。

③医学調査

労働災害と負傷、疾病との因果関係の確認が必要な場合、主治医に対して医学意見を求めます。さらに詳しい調査が必要な場合は、専門医と面談し、CTやレントゲン画像を確認しながら、医学意見を求めます。

労働保険の適用・徴収業務

①年度更新

労働保険に加入しているすべての事業場は、毎年6月1日～7月10日までの間に労働保険の更新手続きが必要となります。労働局と労働基準監督署では、労働保険料申告書の審査などを行います。

②算定基礎調査

提出された申告書の内容が適正であるかどうか、事業場の帳簿類と照合して確認します。

③徴収業務

納付期限までに労働保険料の納付がなされていない事業場に対し、納入督促を行います。

【(左図)窓口対応、(右図)レントゲン写真の確認(労災補償業務)】

お怪我をされた労働者の方は、不安なお気持ちで労働基準監督署にいらっしゃることも多々あります。お気持ちに寄り添いながら、窓口ではできるだけ丁寧な説明を心がけます。労災補償業務では、後遺障害の認定などのため、レントゲン写真やCTなどを病院からお借りして確認をすることもあります。ちょっとお医者さんばいかも！？

【年度更新申告書】

事業主の方に納めていただく労働保険料に間違いがないか確認します。電卓はともだちです！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

保険者である国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、事業場から保険料を徴収しています。

労働保険は、労働者のセーフティネットであり、保険制度の健全な運営と、費用負担の公平性の確保が求められます。

労働基準監督官の主な業務について

労働基準監督署の主な仕事

■ 事業場に対する監督・指導（方面）

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、事業場に立ち入るなどして、労働者の労働条件等を調査し、法違反が認められた場合には、是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、使用停止等の命令を行います。

さらに、重大・悪質な事案については、司法事件として捜査・送検するなど、厳正に対処します。

■ 申告・相談の対応（方面）

労働者からの賃金不払、長時間労働等の申告・相談を受け、事業場を調査し、関係法令違反が認められた場合、改善指導をしています。

■ 労働災害の防止（安全衛生課）

建設工事などの届出の審査を行い、不安全な箇所があれば改善を求めます。また、クレーンなどの一定の危険な機械について、設置時の検査をします。

仕事中に労働者が被災した場合や爆発・火災・有害物の漏えいなどの災害が発生した場合には、調査を行い、その原因究明、再発防止対策の指導などを行っています。

■ その他、厚生労働事務官【基準】と同様、**労災保険業務や労働保険の適用・徴収業務（労災課）**に従事することもあります。

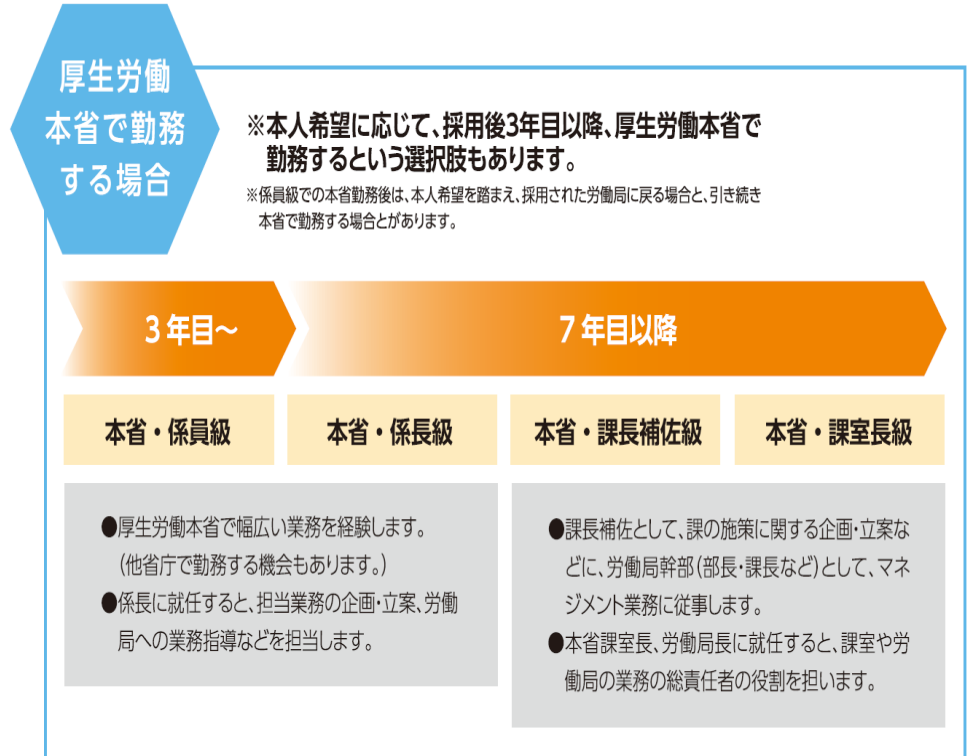
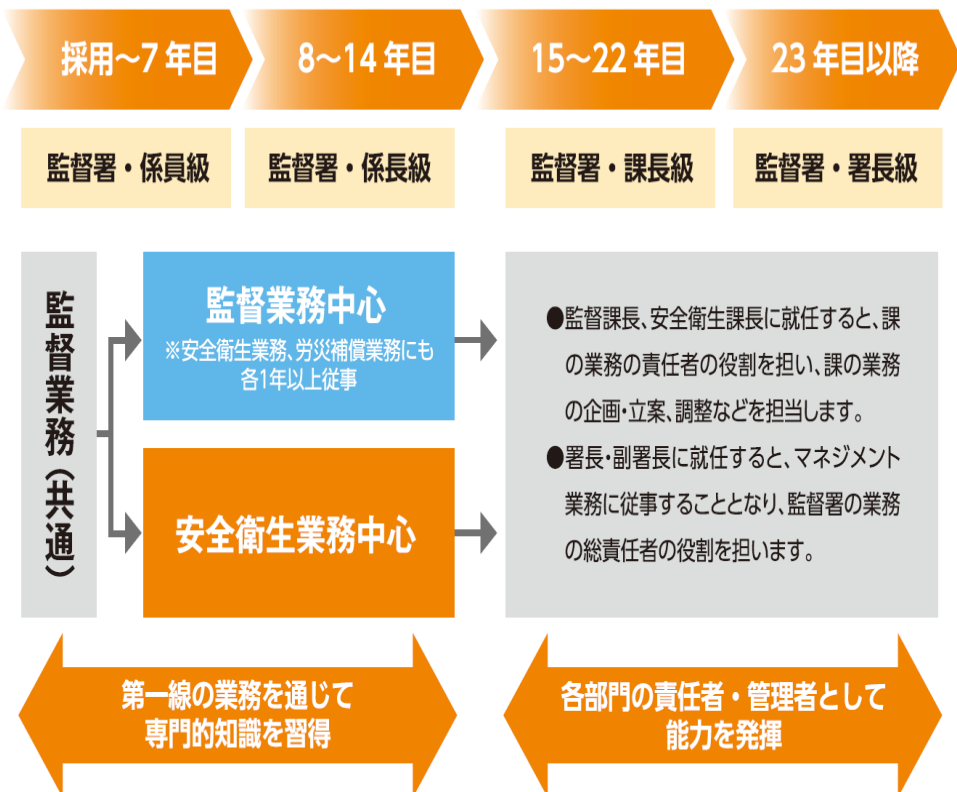


労働基準監督官の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官の採用は、平成31年度の採用者から**都道府県労働局ごとの採用**となりました。採用後は**主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務**しますが、採用後の**3年目からの2年間**は、**採用された労働局とは別の労働局管内で勤務**します。

採用後の4年間は、原則として全員が監督業務に従事し、採用後5年目以降は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパスがあります。

- ※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。
- ※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



(注)この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適正、希望などにより個々異なります。